

# 「働き方改革」と改憲動向

2016.12.12 田端博邦

## 1 問題の所在

安倍内閣：改憲の姿勢を一貫

そうした内閣が他方で、長時間労働是正、非正規雇用の解消（「非正規という言葉をなくす」）の「働き方改革」はどう位置づけたらよいか？

－選挙目当てで中身はない

－ある程度本格改革の可能性

	改憲	なし	あり
雇用改革	なし	－	改革は見せかけ (A)
	あり	<別の政権>	ある程度の内容 (B)

A … 改憲という悪いことをする政権は、雇用に関しても悪いことをする  
（ネオ・リベラリズムの「自由な市場＋強い国家」は一般性をもつ）

B … 改憲（軍事強化）の戦略は労働者の福利への配慮と両立し得る  
（ネオリベラルな規制緩和が人口減少という限界に達した）

安倍政権の経済政策

**2013** 初めから、ネオリベラルな規制緩和、構造改革の開始（政権交代期の政策的揺れ戻しを矯正し、さらに大胆な規制緩和に進む）。「世界で一番ビジネスのしやすい日本」／経済界の支援

**2014・15** 年、労働組合の支持を獲得する（中間層的労働者家族）ための春闘賃上げ促進。  
金融緩和・デフレ脱却、「好循環」…景気回復によるより幅広い諸階層の支持の調達

**2016** 年 非正規雇用（女性、男性若者）、同一労働同一賃金（非正規、正規女性）、長時間労働問題 ←経済が一定の回復を見せた後にも回復しない非正規の低賃金、正規の長時間労働…その結果としての少子化の進行

→政権基盤強化にとってのつまずきの石としての非正規雇用、長時間労働問題

\* 労働側の支持を得ようとしていることが特徴

\* なお、規制緩和の行き過ぎとの関係では、トランプ、ヨーロッパの極右勢力の台頭などと基調を一つにする。

## 2 改憲への動向

### (1) 現状

- ・ 9月27日臨時国会所信表明演説における「その[改憲]案を提示するのは私たち国会議員の責任」  
この同じ演説で、「『非正規』という言葉、皆さん、この国から一掃しようではありませんか」

#### \* 同日、「働き方改革実現会議」初会合

- ・ 衆・参議院憲法審査会の開会（参議院 11月16日、衆議院 11月17日）  
「自主的な憲法改正は国政の重要課題」；「自衛隊の存在を憲法に明記しなくていいのか」  
→自民の改憲姿勢（公明、維新の消極姿勢や異なる論点設定…取引、時間の問題）
- ・ 自民総裁3選規定  
安倍首相任期： 2012.9~2018.9 から、~2021.9 までに  
「総裁任期中に」…あと5年間弱；おそらく9条改憲までの日程は立ちうる

#### \* 急速に進む軍事化

8.24 改正安保法制に基く武力行使訓練の開始

9.31 防衛省概算要求 軍事研究助成 18倍に（6億円から110億円）

11.15 駆け付け警護任務賦与の閣議決定

### (2) 政権から見た改憲の条件

- ・ 時間的には、お試し改憲から9条改憲までの余裕を確保
- ・ 問題は、その間、強力な政権基盤を維持すること
- ・ 雇用・労働分野では、社会的な批判の強い長時間労働と非正規雇用問題  
… 放置すると政権基盤を弱める可能性をもつ  
… 若者や非正規雇用労働者の支持が離れた場合は相当の量の票が離れる
- ・ 一般的には、改憲については、労働勢力の協力を得ることが必要 … “賃上げ促進・好循環”にもこうした側面／安保法制議決→改憲のため

→長時間労働、非正規雇用問題で、(a)積極的な取組姿勢を示すことが必要、(b)政治基盤を持続的に強化するためには一定の成果を挙げる必要がある

### (3) 軍事化と福祉 ―歴史的経験―

大戦の経験：軍事化、戦争体制のためには、労働側勢力の支持を取り付けることが必要  
二つの方法

ー労働組合、労働組合政党の協力…閣内協力（連立）、経済政策等の審議機関への労働組合参加など … イギリス、アメリカ

ー労働組合、労働組合政党の禁止、解散。官製労働組織への強制編入、官制労使協力組織の形成 … イタリア、ドイツ、日本

イタリアの場合

1925年ボルビ蔵相：自由主義から保護主義へ。アメリカの融資による資本の集中・合理化 … フィアット、ピレリなど独占的大企業の形成

1933年復興省（IRI）設立： 国家的産業融資機関から、国家持株会社へ  
コーポラティズム…ファシスト労働組合の排他的代表制、経営者団体との協定

ドイツの場合

政権掌握後の労働組合解散、官制「労働戦線」への組織化

公共事業、軍需産業などによる「完全雇用」の達成と労働者所得の向上（ナチス前期）

青少年の組織化と国民の余暇・娯楽の組織化 …>外見上自発的な政権支持

#### 資料1、2

日本の場合

後発資本主義…国家による労働運動の抑圧； 労働運動に対抗する運動ではなく、既成支配層による「上からのファシズム化」

軍事化の過程と並行して進んだ健康保険制度や年金制度

オリンピック招致や消費文化と共存した軍国主義化

国民統合の波に飲み込まれた労働組合

#### 資料3

### 3 「働き方改革」と同一労働同一賃金、長時間労働

2015.9.25 安倍総裁再選。“一億総活躍社会”に言及

10.7 第3次安倍内閣。加藤勝信一億総活躍担当大臣に就任

10.29 第1回一億総活躍国民会議

2016.1.27 「働き方改革の重要な柱が、同一労働同一賃金です。…非正規雇用で働く方の待遇改善は不可欠です。(衆議院本会議総理答弁)

2.19 「今春取りまとめるニッポン一億総活躍プランにおいて同一労働同一賃金実現の方向性を示したいと思います。…欧州は職務給、日本は職能給なので日本への同一労働同一賃金の導入は難しいという議論がありますが、欧州でも労働の質、勤続年数、キャリアコースの違いは同一労働同一賃金の例外として考慮に入れられている…」(衆議院予算委員会、総理答弁)

2.23 「第一に、同一労働同一賃金の実現です。…非正規雇用の方の待遇改善は待ったなしの重要課題」「そうした日本的雇用慣行には十分留意しつつ、同時に躊躇なく法改正を進めます。あわせて、どのような賃金差が正当でないと認められるかについては、政府としても、早期にガイドラインを制定し、事例を示してまいります。」(第5回一億総活躍国民会議、総理発言) \*この会議で水町報告。→厚労省内研究会「同一労働同一賃金の実現に向けた検討会」

3.1 「同一労働同一賃金の実現に踏み込むことにしました。」

3.3 「希望出生率 1.8 という目標を達成するためにも、働き方改革の実行は不可欠であります。その重要な柱が同一労働同一賃金であり、我が国の 4 割を占める非正規雇用で働く方の待遇改善は急務であります。」(参議院予算委員会、総理答弁)

…

8.3 「長時間労働を是正します。同一労働同一賃金を実現し、「非正規」という言葉をこの国から一掃します。」(第3次安倍第2次改造内閣発足、総理会見)

これまでの規制緩和一辺倒のネオリベラル「改革」と同じか？

そうでないとすればどのような性質の「改革」か？

\* 一億総活躍国民会議出発時点(2015.10)では、非正規雇用問題の解決方法は「正規化」「正社員転換」とされていた。今年1月に入ってから、「同一労働同一賃金」に。

#### (1) 「日本再興戦略 2016」(2016.6.2)

この文書は、以下に見るようにきわめて国家主義的発想。

---

第一 総論：「人口減少に伴う供給制約や人手不足を克服する生産性革命」

「新たな産業構造を支える「人材強化」」… 「第4次産業革命」

○「経済成長を切り拓く人材の育成・確保」→教育システムの進化

… 初等教育から高等教育までの「経済成長」のための国家的教育政策

「第4次産業革命 人材育成推進会議」の開催

「日本版高度外国人グリーンカード」の創設

○「成長制約打破のための雇用環境整備、多様な働き手の参画」

「一刻も早く出生率の向上」 → 「男性の働き方改革」… 長時間労働の是正

→生産性の向上にも貢献

「女性の活躍推進」… 労働力の確保、多様な価値観によるイノベーション

「高齢者の活躍推進」

第二 具体的施策

2-2 働き方改革、雇用制度改革

① 生産性の高い働き方 …「職場に長時間拘束されず、能力や個性に応じた専門性」 → 「企業の取組・実績の見える化」

② 高度プロフェッショナル制度の早期創設

③ 同一労働同一賃金の実現等

どのような待遇差が不合理であるか…ガイドラインを作成

不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定の整備、非正規と正規の待遇差に関する事業者の説明義務、労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法の一括改正

④ 長時間労働の是正 …長時間労働是正による女性の労働参加促進、「企業の稼ぐ力が向上」、出産・育児と仕事の両立による「出生率の向上」

ア) 労働基準法の執行の強化、イ) 時間外労働規制の在り方の再検討、ウ) 企業の自主的な取組の促進（勤務間インターバルの促進）、エ) 国家公務員の取組促進、オ) 全国的なワーク・ライフ・バランス運動の展開等

⑤ 賃金、最低賃金の引上げのための環境整備

---

\* 官製国民運動！長時間労働是正も出産も“国力”のためなのか？

\* 「長時間労働是正」は、単なる選挙目当てのスローガンでもなく、人々の求めるものでもなく、どちらとも異なる国家による国家のための動員政策… “経済力のための全体主義”

- \* 客観的には、少子化・人口減少は、ネオ・リベラリズムの政策の結果であり、かつそうした政策の限界を意味。規制緩和のもとでもたらされた長時間労働、非正規雇用の拡大がもたらした人間的労働生活の破壊が限界点に達した。  
こうした結果に対する対処は単なるネオ・リベラリズムでは不可能。登場した国家主義。

## (2) 一億総活躍プラン (2016.6.2)

「2 横断的課題である働き方改革の方向」

### (同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善)

「正規か、非正規かといった雇用の形態にかかわらず均等・均衡待遇を確保する。そして、同一労働同一賃金に踏み込む。

同一労働同一賃金の実現に向けて、我が国の雇用慣行には十分留意しつつ、躊躇なく法改正の準備を進める。労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法の的確な運用を図るため、どのような待遇差が合理的であるかまたは不合理であるかを事例等で示すガイドラインを策定する。…非正規という言葉無くす決意で臨む。

…その是正が円滑に行われるよう、欧州の制度も参考にしつつ、不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定の整備、非正規雇用労働者と正規労働者との待遇差に関する事業者の説明義務の整備などを含め、労働契約法、パートタイム労働法及び労働者派遣法の一括改正等を検討し、関連法案を国会に提出する。

これらにより、正規労働者と非正規労働者の賃金差について、欧州諸国に遜色のない水準を目指す。」

「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。」

- \* 同一労働同一賃金…現時点では、ほぼ現状に止まる場合と、ある程度の改善の方向が打ち出される場合の両方の可能性がある。ポイントは「我が国の雇用関係には十分留意」と関係する「人事活用の仕組み」ファクターの評価 … 「欧州派」v「日本派」(?)  
いずれにしても若干の改善は見込まれる（交通費、食堂利用など）。
- \* 最低賃金もある程度伸びる見込み。少なくとも建前はくつがえらないだろう。

### (長時間労働の是正)

「長時間労働は、…家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因や、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参画を阻む原因となっている。…長時間労働の是正は、労働の質を高めることにより、多様なライフスタイルを可能にし、ひいては生産性の向上につながる。」

週49時間以上の労働者の割合は、欧州で1割、日本で2割。「このため、法規制の執行を強化する。長時間労働の背景として…下請けなどの取引条件にも踏み込んで長時間労働

を是正する仕組みを構築する。…時間外労働規制の在り方について、再検討を開始する。  
時間外労働について、欧州諸国に遜色のない水準を目指す。」

\* 時間外労働規制→「時間外労働規制に関する検討会」

### (3) 働き方改革実現会議 (2016.9.26)

\* 「内閣総理大臣決済」による設置

\* 構成メンバー (有識者 15 人) の偏り…労働組合 1 人、経営者団体・経営者等 8 人

争点は、(1) 同一労働同一賃金 (均等待遇) 原則を法制化するか否か、(2) 長時間労働是正のために労働時間の上限規制をするか否か。

実現会議の直近の議論では、(1) について、ガイドラインを作成するという方向に収斂。問題の焦点は、ガイドラインにおいて「我が国の雇用慣行」(榊原経団連会長) をどのように位置づけるか。

C.f.: 日本経団連「同一労働同一賃金の実現に向けて」(2016.7.19)

### (4) 同一労働同一賃金の実現に向けた検討会 (2016.3.23)

\* ガイドライン作成のための検討を行う厚生労働省内の研究会。研究者中心の構成。

\* 3 月 23 日に第 1 回会議、12 月 5 日に第 9 回。12 月 13 日第 10 回予定

12 月中旬には中間報告が取りまとめられる予定。焦点は、前述のように「日本的雇用慣行」をどう考慮するか。二つの方向が考えられるが、いずれが有力化は不明。

### (5) 仕事と生活の調和のための時間外労働規制に関する検討会 (2016.9.9)

\* 総活躍プラン「時間外労働規制の在り方…再検討」を受けた厚生労働省内検討会

\* 9 月 9 日に第 1 回、11 月 15 日第 4 回。

これまでの議論では、抜本的な法規制のアイデアは出されていない(?)。

## 4 「働き方改革」の論理

### (1) 変化してきた「働き方改革」

2014 年版「再興戦略」のなかで、「働き方改革」が言葉として登場

… 内容は「成果で評価される働き方」、裁量労働制の見直しなど、最賃引上げを除くと、規制緩和を基調とするもの。同一労働同一賃金や非正規雇用の処遇改善の観点はない。

2015 年版の「働き方改革」: ①働き過ぎ防止、②高度プロフェッショナル制度、③最低賃金引上げ

… ただし、「女性の活躍促進」の項に、「女性の活躍促進を更に進めるため、キャリア

アアップ助成金の拡充等による正社員転換や雇用管理改善に向けた取組などを行う  
「正社員転換・雇用管理改善プロジェクト（仮称）」を年度内に策定し、非正規雇用  
労働者の正社員転換等を加速させる。」

2016年の「正社員転換・待遇改善実現プラン」（1.28）では、「非正規雇用労働者の希望  
や意欲・能力に応じて正社員転換・待遇改善を強力に推し進めていく」

同時に、ここに、同一労働同一賃金の推進策等」も記された。／1.27 総理発言

2016年版「再興戦略」：前述のとおり、同一労働同一賃金の実現、長時間労働の是正

- \* 2015年から2016年の間に「働き方改革」の内容は大きく変わった。
- \* もっぱら産業界の要求を体した規制緩和政策から、労働運動など労働者側からの要求であった同一労働同一賃金を掲げる政策に転換。

## （2） 同一労働同一賃金と経済界

「基本的な方向性を政府と共有しているが、我が国の雇用慣行に十分留意する必要がある。」  
「一律に処遇を同一にするのではなく、雇用慣行を踏まえた均等・均衡処遇」（「第4回  
働き方実現会議」11月29日の榊原定征・日本経団連会長発言）

「我が国の雇用慣行に留意した日本型同一労働同一賃金を目指していく観点から、日欧  
の雇用慣行や人事賃金制度の相違を踏まえ、経団連の基本的な考え方と非正規従業員の待  
遇改善に向けた具体策を提言する。」（日本経団連「同一労働同一賃金の実現に向けて<概要  
>」2016.7.19）

経団連の「日本型同一労働同一賃金」

- ・ 職務内容や仕事・役割・貢献度の発揮期待（人材活用の仕方）など、さまざまな要素を総合的に勘案し、自社にとって同一労働と評価される場合に同じ賃金を支払うことを基本とする。
- ・ ガイドラインの策定、法制度の見直し、簡易な救済制度の利活用等により、現行法の実効性を高める。
- ・ 正規化や教育訓練の充実など、非正規従業員の総合的な処遇改善を推進。

（同前）

経団連の基本的な立場をどう見るか

一 「基本的な方向性を共有」…政府との共同歩調は維持するが、欧州的な同一労働同一賃金の制度化には反対。

一 基本的には現行法の均等・均衡原則でよい（根本的な法改正は不要）…非正規の賃金水準は可能な限り維持し、コストアップを避けたい。

- \* これまでの高度プロフェッショナル構想までは、ほとんど政府の改革と経済界の要望は

- 一致していた。同一労働同一賃金問題は、両者の間に一種の緊張関係を生んでいる。
- \* 改革が一定のコストアップをもたらす場合でも、経済界は政権を維持し続けるか？

### (3) 同一労働同一賃金の考え方

#### EU 指令の考え方

・差別禁止原則 (the principle of non-discrimination) または均等待遇原則 (the principle of equal treatment) の明定

- ・同種の (比較可能な) 正規労働者よりも不利益な労働条件であってはならない。異なる処遇が客観的な理由によって正当化されない限り。

(賃金その他の労働条件が、正規雇用と同一またはそれ以上でなければならない。国の法律でより有利な条件を定めることができる。)

職務の同等性+差異を根拠づける理由の有無

- ・派遣の場合には、派遣先に直接雇用された場合の労働条件以上のものでなければならない。

#### 日本の現行法

・労働契約法 20 条/パート労働法 8 条：職務内容 (業務、責任の程度)、職務内容および配置の変更の範囲、その他の事情を考慮して、「不合理と認められるものであってはならない」。

・パート労働法 9 条：職務の内容、職務内容および配置の変更の範囲が同一の場合、賃金その他の待遇に関し「差別的取扱いをしてはならない」

・労働者派遣法 30 条の 3：同種の業務に従事する派遣先の労働者の賃金水準との「均衡を考慮しつつ」、同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準、当該派遣労働者の職務の内容、成果、意欲、能力もしくは経験等を勘案し、「当該派遣労働者の賃金を決定するように配慮しなければならない」

→現行法は、パートタイム労働法 9 条を除くと、基本的には「均衡待遇」の考え方、人事異動など「日本的雇用慣行」が考慮される仕組み。正規・非正規の賃金格差を縮小することは難しい。

均等 (差別禁止) を原則とするか、均衡を原則とするか、それぞれの場合に、原則に対する例外を許容する条件はなにか、という点で議論が分かれうる。

## 5 再び改憲とのかかわり

### (1) 相対的に相互に独立した課題（領域）

雇用・労働政策における政策としての連続性 … その領域に固有の問題群、解決の理論と手法

軍事と雇用のかかわり … 徴用（職業選択の自由の制限）、労働時間の延長、賃金の凍結などがありうる。戦時体制、統制経済のもとでは、雇用政策の独立性は失われる。

戦時体制ではない今日の、改憲と「働き方改革」を結びつけるのは、“政治”

### (2) 相互に排除しない社会改革と軍事化（安全保障）

軍事化＝単純にすべての国民、労働者を抑圧するというわけではない。

軍事化は、マジョリティの国民の同意を組織しなければ遂行しえない。

ナチス前期における完全雇用と所得向上

日本の戦時における平等主義的生活賃金

問題は、社会改革自体ではなく、そのような社会改革を行う政治的目的

政治的目的によって社会改革自体の意義が減ずるわけではないが、その目的を無視するのは誤り

### (3) 改憲（軍事化）優先の政治

- － 政権基盤に有利に働く同一労働同一賃金と経済界の抵抗
- － 「再興戦略」や「女性の活躍」、「一億総活躍」に見られる精神的動員

#### (i) 政治的プロパガンダとしての言明

「長時間労働の慣行を断ち切る」（2016.6.1 総理会見）

「同一労働同一賃金を実現します。『非正規』という言葉をも日本国内から一掃する」（同）

… 政治的意図と実際の法制、実務とのズレ

#### (ii) 政治的プロパガンダが一定の効果を及ぼす場合

… 経済界のコスト負担 → 政権の特異性を示すことになろう

一定のコスト増に関する経済界の計算 → 政権基盤の安定と改憲・軍事化のもたらす効用

#### (iii) 政権基盤を強化する「同一労働同一賃金の実現」

… 改憲のための有力な政治的手段のひとつ

## 6 むすび

平穏な生活、消費文化とともに進む軍事化

1936年の“2.26事件”とオリンピック招致による建設ラッシュ

その後の“健民政策”と旅行・消費ブーム

春闘賃上げ、最低賃金引上げ、女性活躍、同一労働同一賃金とともに進みうる軍事化

### 資料1

ドイツのファシズム

1933.1 ヒトラー政権成立 …ワイマール憲法体制に対する「国粹的反対派」政権  
ヒトラーの「国民的高揚(nationale Erhebung)」

#### .3.24 授権法

共産党、社民党、労働組合の弾圧、解散 … Gleichschaltung

1933.10 国際連盟脱退

1934.1 国民労働秩序法 … 経営共同体と指導者原理、ドイツ労働戦線  
→歓喜力行団 (Kraft durch Freude) …観劇、スポーツ、旅行

1934.6 突撃隊 (SA) と軍部との対立 … レーム粛清によって軍部の支持獲得

.7 政党新設禁止法 … 保守との連立から一党支配へ

1934.8 総統 (大統領+首相) 就任

1935.3 徴兵制、空軍創設プラン、ベルサイユ条約破棄

.9 人種立法

1936.3 ラインラント進駐

1937.11 シヤハト経済相辞任…軍事力強化に不安；「生存圏」獲得のための侵略計画  
に対する軍、外相の抵抗→更迭

1938.8 オーストリア併合

## 資料 2

ドイツの国民統合

\*ドイツの失業率： 1932年に最高(29.9%)、1933年(25.9%)このあと急速に低下  
1934年(13.5%)、1936年(7.4%)、1938年(1.9%)

ドイツ労働戦線の成員数：1933.12(926万人)、1934.6(1600万人)、1935.4(2100  
万人)、1939年(2200万人)、1942年(2500万人)

\*失業対策の公共事業： 1934年、公共施設、道路、森林…170万人分の雇用  
アルトバーンだけで、8万4千人。

労働戦線による雇用保障、福利厚生施設の充実；時給の伸びは少なかったが雇用増・  
時間増によって週休は1932年以降急速に増加(週労働時間：1932年42時間、1936  
年46時間、1942年50時間)

\*軍事費の膨張： 1934-35年度から1938-39年度で、陸軍、空軍の予算はほぼ10倍、  
海軍は3倍強に。→軍事化による雇用増：完全雇用に。女性就業率は、1939年37.3%  
から1944年51%へ。

1936-40年のヒトラー「4か年計画」：バターより大砲←→シヤハトのバター重視

\*手工業企業の保護：百貨店規制、理髪点、パン・菓子店の保護。官公庁の地元手工業  
者への発注

4か年計画による大企業への集中投資(鉄鋼、電機、化学)

\*国民車計画：1000マルクの国民車開発、国民車購入のための積立貯金…34万人申込み  
→1939年戦争開始で生産中止

## 資料 3

日本のファシズム

1918年 軍需工業動員法 … 徴用を含む

1922年 健康保険法(常用労働者)

1936年 2.26事件による軍部支配の確立 →馬場財政：軍事予算急膨張(14億円)

1936 健康保険組合設立、東京オリンピック招致決定→外国人客向け施設ラッシュ

1937年 7月盧溝橋事件(日中戦争はじまる)、10月全日本労働総同盟の罷業絶滅宣言(事  
変中)

1937.8 国民精神総動員実施要綱(閣議決定)

1937.9 統制三法(臨時資金調整法、輸出入品等臨時措置法、軍需工業動員法を適用す

る法律)、臨時軍事費予算成立 (20 億円)

- 1938.1 厚生省設置、体力局、衛生局など。「健民政策」としての旅行奨励“観光ブーム”  
大衆消費主義→ナショナリズム「大衆の自発的政治参加」
- 1938.4 国家総動員法 … “人的及び物的資源を統制運用” / 国民の徴用、雇用・労働、物資生産、価格・運賃、貿易統制、カルテル統制、出版規制
- 1938 国民健康保険法 (自営業者)、国民貯蓄運動
- 1938.7 日中戦争継続のためオリンピック開催返上
- 1939 価格凍結令 (物価、賃金、家賃 etc.)
- 1940.2 斉藤隆夫反軍演説 →3 月衆議院除名
- 1940.6 近衛「新体制運動」→7, 8 月各党相次いで解党
- 1940.9 日独伊三国同盟
- 1940.10.12 大政翼賛会結成
- 1940.11 紀元 2600 年祝典
- 1941.8 重要産業団体令
- 1941 労働者年金保険制度 (44 年に厚生年金保険に改称)
- 1941.12 真珠湾攻撃、太平洋戦争開始  
言論出版集会結社等臨時取締法
- 1942.2 戦時刑事特別法
- .3 翼賛選挙、.5 翼賛政治会
  - .6 大日本産業報国会、大日本婦人会、大日本青少年団
  - .8 部落会長、町会長を大政翼賛会世話役、隣組長を世話人に。

戦時下の争議 (1941-45)

争議件数 1328 件 (争議行為を伴うもの 838 件)

争議参加人員 5 万 6857 人 (争議行為 3 万 6896 人)